

平成 25 年 1 月 8 日  
株式会社 証券保管振替機構

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

当機構が運営する各制度（株式等振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、外国株券等保管振替決済制度及び決済照合システム）における届出内容の変更手続について、制度間での取扱いの相違及び手続の重複等から生じる制度利用者の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行うこととし、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2 改正の概要

#### （1）決済照合システム手数料に係る届出事項の変更期限について

各制度における手数料に係る届出事項の変更期限を統一するため、決済照合システム手数料表に規定する当該期限を改正することとする。

### 3 施行日

平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

## 1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

新	旧
別表（決済照合システム手数料表）	別表（決済照合システム手数料表）
1. （略）	1. （略）
2. 選択する料率の変更は月単位で行うものとする。利用者は、選択する料率を変更する場合には、変更を行う月の前月の <u>25 日</u> （ <u>25 日</u> が機構の営業日でない場合には、直前の営業日。）までに機構に申請するものとする。かかる期限までに変更申請を行わない場合、翌月の料率は変更されず、利用者は従来料率によって計算された各手数料合計額に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。	2. 選択する料率の変更は月単位で行うものとする。利用者は、選択する料率を変更する場合には、変更を行う月の前月の <u>20 日</u> （ <u>20 日</u> が機構の営業日でない場合には、直前の営業日。）までに機構に申請するものとする。かかる期限までに変更申請を行わない場合、翌月の料率は変更されず、利用者は従来料率によって計算された各手数料合計額に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。
3.～5. （略）	3.～5. （略）
6. 前 2 項に規定する申請は、当該申請に基づいて基本料金又は統合 W e b 端末利用料金の支払に係る債務者を変更しようとする月の前月の <u>25 日</u> （ <u>25 日</u> が機構の営業日でない場合には、直前の営業日。）までに行うものとする。当該期限までに申請がなされた場合、当該申請において指定された月以降の基本料金又は統合 W e b 端末利用料金は、当該申請に係る決済代理人が支払うものとする。	6. 前 2 項に規定する申請は、当該申請に基づいて基本料金又は統合 W e b 端末利用料金の支払に係る債務者を変更しようとする月の前月の <u>20 日</u> （ <u>20 日</u> が機構の営業日でない場合には、直前の営業日。）までに行うものとする。当該期限までに申請がなされた場合、当該申請において指定された月以降の基本料金又は統合 W e b 端末利用料金は、当該申請に係る決済代理人が支払うものとする。
7.～11. （略）	7.～11. （略）

## 2 附 則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。